

任期満了に伴う和歌山県議会議員一般選挙が執行されます。告示日は3月31日(金)です。

4月9日(日)は和歌山県議会議員一般選挙です

■投票できる方

◇平成17年4月10日までに生まれた日本国民で、選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠格事項(公民権停止)に該当しない方
◇令和4年12月9日以降に県内の他市町村へ転出し、本市の選挙人名簿に登録されている方で、市町村長が発行する「引き続き県内に住所があることの証明書」を提示等の方法で確認ができる方。
※令和4年12月31日以降に県内の他市町村から本市へ転入した方は、本市では投票できませんので、

【投票日に投票所に行けない方のための制度】

■期日前投票

投票日当日に投票できない見込みの方は、当制度をご利用ください。「宣誓書」に氏名等を記入していただいた後、投票できます。

【時間】4月1日(土)～8日(土) 8時30分～20時

【場所】本庁舎・各行政局

【投票所入場券】(なくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。)

■滞在先での不在者投票

滞在先の市区町村の選挙管理委員会又は指定病院・施設で投票できます。請求方法等詳しくは、病院・施設又は下記へお問い合わせください。

【住所】◇出張や学業、用務で他市区町村へ長期間滞在

転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください(県外から転入した方は投票できません。)。
※令和5年3月25日以降に市内間で転居の届出をした方は、前の住所地の投票所での投票となります(投票所入場券の投票所欄をご覧ください。)
■投票所入場券 投票所入場券(3名連記)は、告示日頃に各世帯へ郵送します。

■代理投票・点字投票 心身の障害などにより字が書けない方は代理投票、目の不自由な方は点字で投票できます。

している方

◇指定病院・施設に入院・入所している方で、不在者投票事由に該当する方

■郵便等による不在者投票

自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

【対象】下表に該当する方

【事前】事前に「郵便等投票証明書」を下記へ申請し、4月5日(土)の17時までに投票用紙等を下記へ請求してください。

また、下表に該当する方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の方は、郵便等による不在者投票においても代理記載人が投票用紙等に記載を行う「代理記載制度」があります。この制度を希望される方は、下記へ届出が必要です。

■郵便等による不在者投票ができる方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
	心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級又は3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5



【場所】選挙管理委員会事務局
(本庁舎別館2階)
☎0739(26)9945

環境啓発講座

気象予報士が語る環境問題

【日時】3月1日(水)～21日(火)(オンライン配信)

【内容】「コロナ、そして地球温暖化 大自然からの警鐘」(45～60分)

【視聴】右記ホームページからお申し込みください。入力いただいたメールアドレス宛に視聴用URLを送付します。



あきら 正木 明 さん
(気象予報士・防災士)

【会場】環境課 環境対策係(本庁舎2階)

☎0739(26)9927

【URL】<https://www.city.tanabe.lg.jp/kankyo/bikarenrakukyougikai.html>



フォトコンテストも同時開催

燈籠が龍神の夜を彩る 2023 冬の観燈祭

龍神温泉街など龍神村内で、ろうそくの優しい光を使った燈籠が、幻想的な雰囲気を作り出します。是非お越しください。

【日時】3月3日(金)～12日(土) 18時～21時

【会場】龍神村内観光・宿泊施設

【2023 冬の観燈祭フォトコンテスト】

3月11日(土)にはモデルを用意した撮影会も開催します。

■賞◇最優秀賞1名(1万円分相当地域特産品)

◇優秀賞1名(龍神温泉元湯無料入浴券11回分)

◇ほっと賞1名(5千円分相当の地域特産品)

【応募】3月22日(水)までに、燈籠でライトアップされた施設で撮影した写真を応募してください(1人

3点まで)。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

【会場】龍神観光協会事務局(龍神行政局 産業建設課内)

☎0739(78)2222

【URL】<https://www.ryujin-kanko.jp/2023/2/15/2022/>



夜には一味違った桜が浮かび上がる

春の訪れ 動鳴気峡桜まつり

【夜桜ライトアップ】

【日時】3月25日(土)～4月9日(日) 18時～22時

※開花状況により変更の可能性があります。

【動鳴気峡桜まつり】

【日時】4月2日(日) 10時～16時

【内容】地元団体による出店、福引抽選会、餅まき、ステージイベント

【会場】動鳴気峡桜まつり実行委員会(本庁舎3階 観光振興課内)

☎0739(26)9929



国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について

特別徴収（仮徴収）が始まります

■特別徴収について

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支給時に実施されます。なお、令和5年度の保険税（料）の特別徴収（仮徴収）は、4月から始まります。

※納税（付）義務者が令和5年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされることがあります。その場合は、後日還付（返金）します。

◇仮徴収（4・6・8月）

年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定するため、仮の保険税（料）額を天引きします。

◇本徴収（10・12・翌年2月）

7月に決定される年間保険税（料）額から仮徴

収額を差し引いた額を3回に振り分けて天引きします。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が特別徴収の対象になる方は、申請により口座振替による納付に変更できます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

※国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替で納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

※介護保険料は、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

☎保険課 保険税係（本庁舎2階）

☎0739（26）9965

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）

年金支給月	4月	6月	8月
2月に特別徴収された方	令和5年2月と同額を3回天引きします。 ※昨年7月に「納税（付）通知書」又は「特別徴収通知書」でお知らせしています。		
新たに特別徴収となる方	前年度の年間保険税（料）相当額を基に算定し、天引きします。 ※4月上旬に「特別徴収（仮徴収）開始通知書」を送付します。		

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）

対象となる方全員に、3月中旬に「特別徴収（仮徴収）開始通知書」を送付します。

年金支給月	4月	6月	8月
2月に特別徴収された方	令和5年2月と同額を天引きします。	暫定年間保険料額から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を天引きします。	
新たに特別徴収となる方	前年度の年間保険料相当額を6回に振り分けた額を天引きします。		

※暫定年間保険料額とは、各被保険者が前年度に該当した保険料段階の今年度における年間保険料額のことです。

新型コロナウイルス感染症により納付が困難な方へ

令和4年度特例減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の収入が前年と比較して30%以上減少し、令和4年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な場合は、減免

される場合があります。希望する方は、3月31日☎までに下記へ申請してください。

☎保険課 保険税係（本庁舎2階）

☎0739（26）9965

退職、就職、修学される方へ

国民健康保険の異動手続きを忘れないで

退職等により会社の健康保険を脱退した方、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入した方、修学のため一時的に住民票を他の市町村に移す方は、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになります。また保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

修学のため親元から離れている学生へ

国民健康保険では学保険証を発行しています

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、田辺市の国保の被保険者として学保険証が交付できます。

次の方は14日以内に国保の届出が必要です。

■新規に修学又は修学中の方で、住民票を他の市町村に移すため学保険証が必要な方

学校の名称と所在地が確認できる書類（在学証明書等）、保険証、本人確認書類をお持ちください。

■進学等で修学年限が延長になり、学保険証の有効期限の延長が必要な方

期限延長となることを証明できる書類、学保険証、本人確認書類をお持ちください。

■修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない方

学保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくことになります。

■届出先 下記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）、近野連絡所、三川連絡所、富里連絡所
☎保険課 庶務係（本庁舎2階）

☎0739（26）9924

◇有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない方

住所地の国保に加入する手续が必要です。

◇学保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した方

国保の資格喪失手续が必要です。新たな保険証、学保険証、本人確認書類をお持ちください。

◇卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合 転入届の際に学保険証をお持ちください。

※本人確認書類は、マイナンバーカードや学生証等です。

■届出先 下記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）、近野連絡所、三川連絡所、富里連絡所
☎保険課 庶務係（本庁舎2階）

☎0739（26）9924

4月1日から新小・中学1年生の保護者の方へ

医療費受給者証が変更になります

4月1日から新たに小学生・中学生になるお子さんには、新しい児童医療費受給資格証（新小学1年生は紫色・新中学1年生は灰色）を3月下旬頃に送付します。

4月以降は、新しい受給資格証を医療機関等に提示して受診してください。

☎保険課 医療係（本庁舎2階）

☎0739（26）9926

